

1 総定数 105人

2 選挙区

【検討方針】（令和3年10月15日 議員定数等検討委員会決定）

- 地域代表的性格も有する現行選挙区の区域を維持することを前提に、法令の規定上、必要な見直しを行う。
- 選挙区の人口が「議員一人当たりの人口」の半数を下回った場合（強制合区）の合区先については、歴史的経緯、住民の生活や経済活動の現在の実態、県出先機関の設置状況、広域連携の取組等を総合的に考慮して検討する。

(1) 強制合区の対象となる選挙区について（公職選挙法第15条第2項）

法令の規定により、必ず見直しを行わなければならない。

ア 三浦市選挙区、足柄下選挙区、愛川町・清川村選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないため、公職選挙法第15条第2項の規定により、隣接選挙区との強制合区が必要である。

イ 合区先の検討に当たっては公職選挙法第15条第7項の規定により、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

ウ 三浦市選挙区は、昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区に該当し、公職選挙法第271条の規定により、当分の間、特例選挙区として設置することもできる。

(2) その他選挙区の設定について

選挙区の設定について、必要があれば、次の方法により見直すこともできる。

- 市の区域の任意合区（公職選挙法第15条第3項）
市の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても、議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 町村の区域の扱い（公職選挙法第15条第4項）
町村の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができる。（※現在、寒川町選挙区について適用）
- 市町村（指定都市の区）の区域が2以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の区域に属している場合の扱い（公職選挙法第15条第5項）
当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 指定都市の扱い（公職選挙法第15条第9項）
指定都市は、当該市の区域を2以上の区域に分けた区域とする。この場合において、第5項の場合を除き、行政区の区域は分割しないものとする。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数について

【検討方針】（令和3年10月15日 議員定数等検討委員会決定）

- 公職選挙法の原則どおり、人口に比例して配分する方針とする。

見直し後の各選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項の原則どおり、人口に比例して配分する。